

不当！ 不起訴処分！

根拠は 杜撰な捜査記録と 告訴人提出の証拠書類を全て排除し、事実のことごとく無視した『鑑定書』

（刑事告訴までの経過）

事件は 2004 年 10 月 2 日に起こりました。乗用車で走行中の息子の車両にセンターラインを突破した大型ダンプが息子車両の右側面に激突し、息子は即死しました。

路面には大型ダンプがセンターラインを突破し、黒々としたタイヤ痕が残りましたが、警察は息子に嫌疑を掛けました。事故発生当時から不審な点が多く、独自調査の結果から相手側に過失がある数多くの証拠を確保しましたが、警察は取り合わず「あとは検察庁とやってよ」と検察庁に責任を転嫁し、息子に嫌疑を掛けたまま書類送検しました。

2006 年 2 月に相手運転手を業務上過失致死罪で刑事告訴を行いました。検察庁は事故原因の判断がつかず、2006 年 4 月に「鑑定士」に鑑定依頼を行うことで「中止処分」としました。（中止処分：鑑定が確定するまでは起訴、不起訴の判断をしない処分方法）

（無責任極まりない川越検察庁）

鑑定人が「鑑定書」を提出したのは 2008 年 6 月で、告訴から既に二年四ヶ月が経過していました。

「鑑定書」を閲覧した結果、検察庁は告訴人が提出した証拠書類の全てを鑑定人には渡されなかったことが発覚し大騒動になりました。担当検事は昨年 4 月に替わり、新任の検事は鑑定人に資料が渡されなかったことは全く知らなかったのです。

鑑定人は刑事記録のみで「鑑定書」を作成したのです。刑事告発から三年後の処分決定でしたが、検察庁は鑑定人への鑑定依頼を行った以外は何もしなかのです。

（「鑑定書」は事実を無視した粗悪品）

鑑定書は謄写が認められず、致し方なく全文を書き写し検討しましたが、とても二年を要するようなものではなく、一ヶ月もあれば十分に作成可能な分量でした。またその内容は粗末なもので愕然とさせられました。推論と憶測、事実をねじ曲げ、ひたすら刑事記録の追認のみを狙った内容であり、一般社会では通用しない粗悪品です。これも証拠書類の全てを鑑定人に渡さなかった検察庁の責任です。

（隠蔽されてきた刑事記録から重大な証拠を確認）

2006 年 2 月に閲覧した刑事記録（実況見分調書）は一部だったことが分かり、今年 2 月に急遽、弁護士会請求による「全記録の謄写閲覧」を行いました。三年前に閲覧した記録は 5 通の内、2 通のみだったのです。

新たに閲覧した記録を見て、改めて捜査の杜撰さに泣かされましたが、重大な証拠も確認しました。一つは事故当日の路面にガラス片の散乱が確認されたことです。もう一つは息子の身体の損傷状態から、衝突時の姿勢が特定され、私達が想定した事故形態であることが分かりました。全記録の早期の閲覧が許され

ていれば、ここまで時間を浪費することはなかったでしょう・・・

(警察・検察の出来レースとお抱え鑑定士)

警察は検察に検察は鑑定人にそれぞれ責任転嫁、そして鑑定人は実況見分調書しか見ない。これでは出来レースです。初動捜査に誤りがあっても修正は効きません。

川越検察庁が依頼した鑑定人は、全国の検察庁から鑑定依頼を受ける「お抱え鑑定士」です。刑事記録の追認を目的とした鑑定内容は有名で、全国の遺族にこの鑑定人の被害者が多数存在します。

(「時間切れ不起訴処分」と検察審査会への責任転嫁)

鑑定書には事実誤認が多く、担当検事はその事を求めています。今年2月に異動が決まり、「処分」を急ぐ必要に迫られました。

検察庁は2008年12月に鑑定人に証拠書類の全てをわたしましたが、「捜査を継続しても担当が替わり、私は関われない。再鑑定には時間が掛かり過ぎて時効をむかえてしまう。真砂さんも検察審査会に申立をした方が早い」とのおかしな言い訳の「時間切れ不起訴」としたのが実態なのです。

(検察審査会への申立 どこまでも高いハードル)

交通事故の捜査とはこの程度なのです。これでは法治国家とは言えません。「犯罪被害者等基本法」などどこ吹く風です。

新たに証拠も確認されたので検察審査会に申立を行いました。事務局も時効まで4ヶ月を切っていることに驚き、ハードルが高いことには変わりありません。

(交通事故に於ける事故調査委員会の設置を求める)

国交省は航空機事故、列車事故では専門家による「事故調査委員会」を設置し、事故原因の解明に当たる。また、エレベーター、ジェットコースター、エスカレーター事故なども同様の対策が取られます。しかし、交通事故に限りこの観点に立った事故調査は皆無に等しいのです。警察、国交省とも実態の把握を行わないまま、事故処理が終了し過失割合が主な争点としかならないのです。

(生命に関わる事件・事故の公訴時効の撤廃を求める)

世田谷で一家四人が惨殺された事件がありました。あれから8年が経過しましたが、このまま犯人が検挙されなければあと7年で公訴時効を向かえます。交通事故の場合は、ひき逃げであれ公訴時効は僅かに5年です。なぜ卑劣な犯罪にまで時効があるのか甚だ疑問です。生命に関わる事件・事故の時効の撤廃を求めます。



真砂 佳典 (Yoshifumi MASAGO)

連絡 090-1425-5598

URL <http://www011.upp.so-net.ne.jp/Akira>

e-mail y_masago@ya2.so-net.ne.jp

